

平成24年度監察結果の概要

国土交通省大臣官房監察官室

平成25年3月

◆国土交通省における監察の目的

①事務の合理的な運営、②官紀の保持、③不正行為の防止、④優良な団体又は職員の推賞



所管行政の改善向上及び公正な業務執行の確保に資する

◆平成24年度監察スケジュール

平成24年	4月	平成24年度監察基本計画決定(国土交通大臣決定)
平成24年	7月～10月	現地監察実施
平成24年	11月～12月	報告書とりまとめ
平成25年	3月	報告書公表
平成25年	6月まで	対象機関より措置状況報告

(1) 監察事項

- ① コンプライアンス徹底の取組
- ② 職員の健康安全管理徹底の取組
- ③ 大規模災害発生時の対応に関する取組

(2) 対象機関

- ◆ 北陸、近畿、四国、九州の各地方整備局及び北海道開発局(四国は①及び③)
- ◆ 北海道、東北、関東、中国、四国の各地方運輸局
- ◆ 国土地理院

◆概要

- コンプライアンスの各種対応窓口設置の状況及び当該窓口等に対する通報等の状況、コンプライアンス徹底のための指導等の状況について監察を実施した。
- 今般の高知県内における入札談合事案等も踏まえ、コンプライアンスの取組のさらなる徹底・強化を図るため、以下の意見を提示。

◆主な提示意見

- 各地方支分部局等の局長をはじめとする幹部職員は、自らを律するのはもちろんのこと、現場の部下職員に積極的に語りかけ、その倫理観の涵養及び保持の徹底を図るとともに、職員がその職務に自信と誇りを持って取り組むことができる職場環境作りに取り組むこと。
- コンプライアンスを他人事と受け止めたり、過去の慣習等に囚われている一部の職員の意識を確実に変換させるよう、法令の背後にある社会の要請についての理解を深めさせること。
研修においては、座学による一方的な講義だけでなく、例えば、討論方式により職員がコンプライアンスを身近な問題として考え、理解を深められる工夫を行うこと。

◆主な提示意見

- 職員が、一人では判断の難しい事案について、上司や本局のしかるべき職員等に相談していくことが定着するための取組を進めるとともに、報告・相談体制について、その設置の趣旨が活かされるよう、各地方支分部局等は、窓口の利用促進を図ること。

- コンプライアンス・ミーティングについては、原則として所属職員全員が参加して、過去にあった不祥事事例や具体的な事態を想定したテーマを設定して、一人一人の職員の理解が深まるよう、地方整備局等は、取組の工夫を行うこと。

◆概要

- 職員の心身の健康の保持増進及び安全管理に係る人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)、国家公務員福利厚生基本計画、国土交通省職員健康安全管理規則等に基づき、必要な健康安全管理体制の整備状況、健康管理の取組状況、安全管理対策の実施状況及び庁舎管理の状況について監察を実施した。
- 各地方支分部局等においては、職員の健康安全管理体制の整備、健康安全確保に向けた個別の取組及び庁舎管理の取組について概ね的確に実施していたが、一部に適切さを欠く事務処理が見られた。

◆主な提示意見

- 各地方支分部局等においては、国土交通行政を円滑に遂行するためには職員の健康安全管理が不可欠であることから、関係する規則や計画等に示された手続の遵守を徹底し、職員の健康の維持増進と安全の確保を推進すること。
- 北陸地方整備局、北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、中国運輸局及び四国運輸局においては、運用指針に規定するVDT健康診断について、適切に実施すること。等

◆概要

- 防災に関してとるべき措置等を定めた国土交通省防災業務計画に基づき、必要な防災業務計画等の作成状況、訓練や研修の実施状況、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の整備・運用状況、業務継続計画(BCP)への取組状況及び関係機関との連携状況について、東日本大震災等大規模災害への対応状況も踏まえ、監察を実施した。
- 各地方支分部局等においては、大規模災害への対応を迅速かつ円滑に行うため、地域特性を踏まえた様々な取組を行っていたが、一部に対応が不十分な点が見られた。

◆主な提示意見

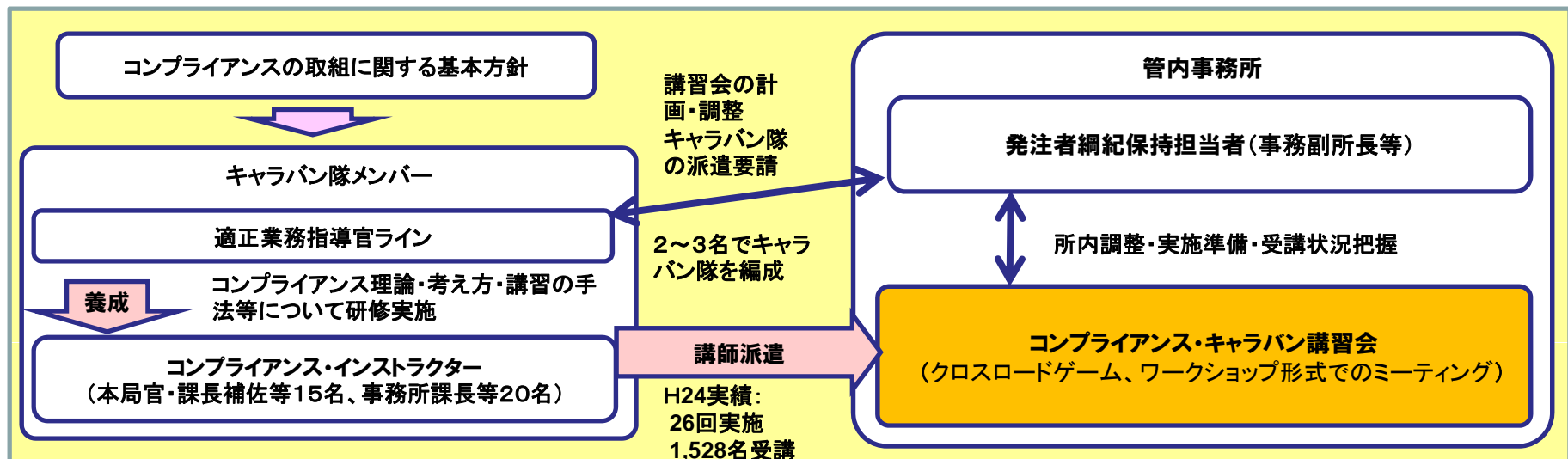
- 各地方支分部局等においては、大規模災害への対応体制や関係機関との協力・連携体制を万全に整え、研修や訓練を繰り返すことによって職員の危機管理意識や対応能力の向上を図るとともに、問題点の検証とこれを踏まえた必要な措置を早期に講じる等、万全の準備を平常時から行っていくこと。
- 各運輸局においては、東日本大震災の教訓も踏まえ、関係団体と地方公共団体との間の物流専門家派遣に関する協定の新規締結や既存協定の内容の充実に向け、より一層の働きかけを行うこと。
- 近畿地方整備局においては、平成23年8月の紀伊半島における豪雨災害等への対応を踏まえ、防災業務計画を修正すること。

◆推奨事例

(1)コンプライアンスキャラバン隊による取組(九州地方整備局)

- 九州地方整備局においては、平成23年2月に策定された「発注事務に関連する不正事案に係る再発防止の取組について」に基づき、綱紀保持の更なる徹底の一環として、コンプライアンスキャラバン隊による講習会を実施した。
- これは、2~3名の職員インストラクターが各事務所に出向き、前半は、コンプライアンスの概念や過去の事案を示し、職員として守るべき法令等について講義を行い、後半は、職員が参加するクロスロードゲーム、ワークショップ形式でのミーティングを実施し、コンプライアンスに対する意識や関心を職員自らが高めるよう工夫しているものである。

九州地方整備局コンプライアンス・キャラバン隊による講習会の概要



◆推奨事例

(1)面接指導に関する取組(九州地方整備局)

➤九州地方整備局筑後川河川事務所においては、長時間勤務による脳血管疾患及び虚血性心疾患、精神疾患の発症予防のため、事務所独自で策定した「面接指導要領」に則して、事務所長が面接指導対象者を管理監督職員に通知し、管理監督職員が事務所長からの「面接指導の受診通知書」を面接指導対象者全員に手渡すとともに受診するよう指導するなどの取組を行っている。

面接指導要領 (筑後川河川事務所版)

- 1 筑後川河川事務所では、別紙「面接指導の受診通知書」を面接指導の対象者全員に通知することにより面接指導を実施し、脳血管疾患・虚血性心疾患及び精神疾患等の発症予防に努めていく。
- 2 管理監督者は、事務所長からの「面接指導の受診通知書」を面接指導対象者に手交し、面接指導を受診するよう指導する。

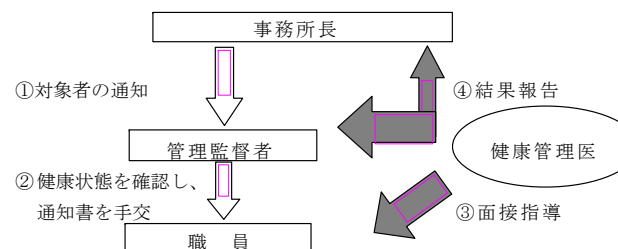
** 参 考 **

平成18年4月1日から施行された人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)及び運用の一部改正により、医師による面接指導が導入されました。

医師(健康管理医)による面接指導は、長時間勤務と脳血管疾患・虚血性心疾患等の発症との関連性が強いとする医学的見地を踏まえ、これらの疾病(精神疾患を含む)の発症を予防する目的で行うものであり、面接指導は、本人の申し出を受けて行うこととなっています。

なお、面接指導の対象者の通知は、前月の超過勤務時間が80時間以上の者又は45時間以上の超過勤務を連続して3ヶ月した者に対して行っています。

面接指導の流れ(筑後川河川事務所版)

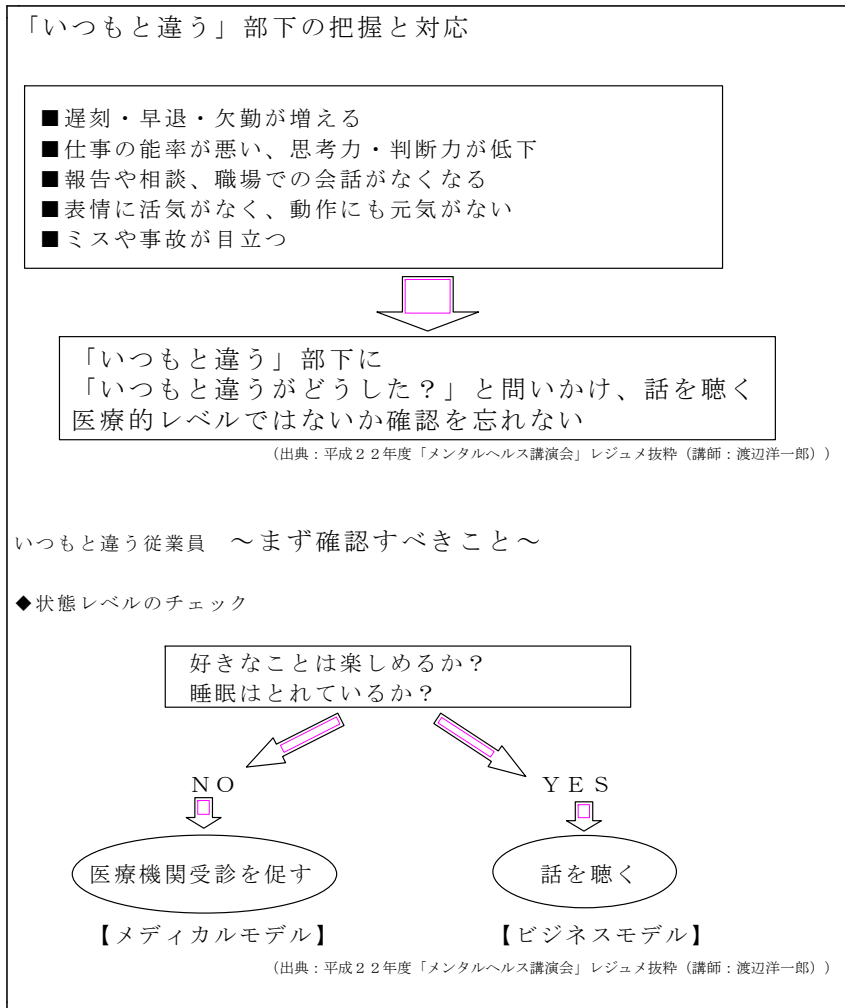


(九州地方整備局資料より監察官室作成)

◆推奨事例

(2)メンタルヘルス対策として工夫した取組(近畿地方整備局)

➤ 近畿地方整備局においては、メンタルヘルス対策として、「いつもと違う」職員に「好きなことは楽しめているか?」「睡眠はとれているか?」を確認することが重要なポイントであることなどを記載した「メンタルヘルス初期対応重点ポイント」のリーフレットを作成し、管理監督職員に配布した結果、該当する職員に対して医療機関への受診を促す時期が明確になったという効果があった。



(近畿地方整備局資料より監察官室作成)

◆推奨事例

(3) 健康安全管理計画策定に関する取組(北海道開発局)

- ▶ 北海道開発局では、生活習慣病対策、メンタルヘルス対策等に関し、開発局全体として健康安全管理に取り組むべき重点事項について、毎年度当初に北海道開発局健康安全管理計画を策定しており、その策定にあたっては、幅広く職員から意見を求め、また、多数寄せられた意見等には全て回答するとともに、イントラネットに掲示し共有していた。
- ▶ また、現場での監督、検査等の業務に従事する職員を対象とした安全管理に関する研究会を実施していた。

③	安全管理に関する研究会等【重点事項】	本局	第2四半期	<ul style="list-style-type: none"> 特に現場での業務(監督、検査、視察等)に携わる職員などの安全確保について、保護員の着用等に関し、有識者による講習会の開催やガイドラインの作成等を通じて、必要な知識の付与と意識の啓発を図る。 対象：本局及び開発建設部の関係職員、管理監督者等
---	--------------------	----	-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別添1
平成24年度 北海道開発局健康安全管理計画

平成24年3月21日

「北海道開発局職員健康安全管理規則」(平成13年1月6日北開局職第129号)第14条第1項の規定に基づき、次のとおり健康安全管理計画を定める。

■ 重点事項

- 生活習慣病対策
生活習慣病の予防に資するため、一般定期健康診断における血液検査を全職員を対象に実施するとともに、要再検査者に対する受診指導等の徹底を図る。また、医師等による講習会の開催等を通じて、必要な知識の付与、意識の啓発を図る。(継続)
- 長時間の超過勤務を行った職員の健康管理
長時間の超過勤務を行った職員の健康を図るため、部毎の健康診断及び面接指導を実施する。(継続。なお、平成24年度から実施基準の一部について統一を図る。)
- 公務上災害の防止
(1)特に現場での業務(監督、検査、視察等)に携わる職員などの安全確保を図るため、安全管理に関する講習会の開催等を通じて、特に保護員の着用等に関し、必要な知識の付与、意識の啓発を図る。(継続)
(2)特に自操運転を行う職員を対象とした交通安全教育の徹底を図る。(継続)
- メンタルヘルス
職員の心の健康づくりのため、カウンセリング制度、健康管理医(精神科医)等を活用した健康相談の実施と、一般職員及び管理監督者を対象としたメンタルヘルス教育の充実を図る。(継続)

1. 健康安全教育

№	実施項目	実施主体	実施時期	実施概要
①	健康管理者等に対する健康安全教育	本局	(その1)1月 (その2)7月	<ul style="list-style-type: none"> 健康安全管理について、健康管理医、有識者等による講習会を開催し、必要な知識の付与、意識の啓発を図る。 対象：(その1)本局及び開発建設部の健康管理者及び安全管理者 (その2)本局及び開発建設部の新任の健康管理主任者及び安全管理主任者等
②	医療講演【重点事項】	本局及び開発建設部	随時	特に生活習慣病対策について、医師等による講習会を開催し、必要な知識の付与、意識の啓発を図る。対象：全職員
③	安全管理に関する研究会等【重点事項】	本局	第2四半期	<ul style="list-style-type: none"> 特に現場での業務(監督、検査、視察等)に携わる職員などの安全確保について、保護員の着用等に関し、有識者による講習会の開催やガイドラインの作成等を通じて、必要な知識の付与と意識の啓発を図る。 対象：本局及び開発建設部の関係職員、管理監督者等
④	交通安全教育等【重点事項】	開発建設部	年2回 (第1・第3の各四半期)	<ul style="list-style-type: none"> 警察等の協力を得て、交通事故・違反防止に関する講習会を開催し、必要な知識の付与と意識の啓発を図る。また、対象者の受講の有無をチェックし、確実に受講させるよう努めるものとする。 ア以外の職員については、アの講習会開催時等に併せて受講させるなど、適宜の方法により、交通事故・違反防止に関する交通安全教育を実施する。
⑤	視察員教育及び情報提供	本局及び開発建設部 本局	随時 随時	<ul style="list-style-type: none"> 健康安全管理に関するDVD等の教材を活用した視察員教育を、国家公務員健康通達等の機会を利用して実施する。 イ 健康安全管理に関する情報をイントラネットを通じて提供する。 対象：何れも全職員

1

◆推奨事例

(4) 継続可能な健康の維持増進等に関する取組(九州地方整備局)

➤九州地方整備局では、生活習慣病対策として、「階段フィットネス」と銘打ち、上った階段数に応じたカロリー計算ができる様式をイントラネットに掲示するとともに、本局の各フロアーに、1階から各フロアまでの階段数及び消費カロリーを掲示した、職員の参加意欲を高めている。このような無理のない範囲で生活習慣病対策を継続して行うことにより効果が発揮される取組を推奨し、健康管理の啓発に努めていた。



(左)階段に1階からの段数、消費カロリーが掲示されている
(右)階段フィットネス カロリー計算表

「脂肪燃焼! 階段フィットネス・チャレンジへGO!」

数字を入力してください
(年、月、日は自動表示)

スタート日 2011年 6月 1日

□の部分をつらで、×を選択してください。

目的階	3階		6階		7階		8階		9階		10階		その他	一日合計	
	上り	下り	上り	下り	上り	下り	上り	下り	上り	下り	上り	下り			
段数	43段	43段	109段	109段	129段	129段	149段	149段	169段	169段	189段	189段	50段	50段	
1日					○	○									246段
2日					○	○									246段
3日					○	○									246段
4日															0段
5日															0段
6日					○	○									246段
7日					○	○									246段
8日					○	○									246段
9日					○	○									246段
10日					○	○									246段
11日															0段
12日															0段
13日					○	○									246段
14日					○	○									246段
15日					○	○									246段
16日					○	○									246段
17日					○	○									246段
18日															0段
19日															0段
20日					○	○									246段
21日					○	○									246段
22日					○	○									246段
23日					○	○									246段
24日					○	○									246段
25日															0段
26日															0段
27日					○	○									246段
28日					○	○									246段
29日					○	○									246段
30日					○	○									246段
31日															0段
月間合計														5,412段	

「その日の」階は自動でセンシングや音声の指示、駅の情報等を利用する際にご使用ください。段数は数字を入力してください(段、は自動表示)

あなたが 今月 消費したカロリーは 約 4059 kcalでした。
あなたが 今月 登った標高は 約 487.1 mでした。

カロリー消費量の目安

缶ビール(350ml/150kcal)	2.7 本
日本酒(とっくり1本/200kcal)	2.0 本
ショートケーキ(96g/251kcal)	1.6 個
ごはん(150g/252kcal)	1.6 杯
食パン(8枚切り/119kcal)	3.4 枚
いちご大粒(25g/9kcal)	45.1 個

富士山登頂を目指して!
富士山登山口から頂上まで1,471mです。
毎日続けることがポイントです!
ハイヒールは危険! 相應しい靴で!
階段を踏み外して怪我をしないように!
エレベーター稼働率を減らして節電に貢献!

作成: 総務部 厚生課 厚生係

◆推奨事例

(1)TEC-FORCEの拠点整備に関する取組(九州地方整備局)

- ▶九州地方整備局では、大規模災害時における対応の一層の高度化及び円滑化を図るため、「九州防災センター」を平成24年4月に設置し、平成24年7月の九州北部豪雨災害時には、九州防災センターをTEC-FORCEや災害対策用機材等の派遣拠点基地として活用し、効率的かつ迅速に派遣を行っていた。

TEC-FORCE隊員への説明会

被災地におけるTEC-FORCEの活動状況(阿蘇市)

災害対策用機材が全国から集結させ被災地方公共団体へ派遣

大型土のうを全国から搬入し被災地方公共団体へ搬出

排水ポンプ車の派遣状況(阿蘇市)

■: TEC-FORCEの派遣先

◆推奨事例

(2)大学との連携・協力に関する取組(北陸地方整備局)

- ▶ 北陸地方整備局では、管内の工学系大学で先端的・総合的な知見・技術を有する大学と、災害関連情報の相互利用や平常時・災害時における技術的・学術的な連携・協力を行うこと等を内容とする災害協定(包括協定含む)を締結し、各大学とともに金沢市や新潟市において「防災技術セミナー」を開催する等、災害に係る官学の連携・協力に関する取組を積極的に進めていた。



平成24年6月15日 新潟大学との協定締結式



平成24年6月28日 防災技術セミナー2012in金沢

◆推奨事例

(3) 今後の防災対策向上に向けた取組(東北運輸局)

- 東北運輸局では、未曾有の大震災を経験した運輸局として、その経験を記録し、今後いつまた起こるかわからない震災への教訓とするために、TEC-FORCE等の活動状況等をまとめた「東日本大震災後の東北運輸局の活動記録～復興への歩み～」を作成し、他運輸局も含めた関係者間でノウハウの共有を図っていた。
- また、同活動記録を基に、初動体制、緊急救援物資輸送、旅客輸送等7つの分野毎に、対応の成功事例、失敗事例及び留意点を整理した「東日本大震災に対する東北運輸局の教訓集」等を作成し、他運輸局も含めた関係機関並びに職員間で共有することにより、災害の発生に備えていた。



目次(抜粋)

第1編 総論

第1章 東日本大震災の被害状況

第2章 東北運輸局の被害と緊急対応

第3章 復興への取り組み

第2編 各分野での取組

第1章 緊急物資輸送・倉庫・トラック

1. 関係機関の被害状況

2. 東北運輸局の緊急対応

3. 復興への取り組み

4. 今後の課題

第2章 鉄道

第3章 バス

第4章 タクシー

第5章 福島鉄道・旅客船

第6章 港湾運送

第7章 造船

第8章 自動車検査・登録

第9章 船舶検査・登録制度・船員

第10章 観光

第3編 現場からの声

1. 現場で見えた緊急物資輸送の課題【東北運輸局次長 菅野孝一】

2. あの時から…【総務部長 菊池憲満】

3. 忘れもしない3月11日【安全防災・危機管理調整官 嶋田幸志】

...

15. 東日本大震災時におけるいわき自動車検査登録事務所の状況
【いわき自動車検査登録事務所 首席運輸企画専門官 伊藤重三】

資料編

1. 東日本大震災(災害情報 第75報)

2. 東日本大震災の経験をふまえた防災対応チェック表

3. 関係通達

4. 東日本大震災の発生後における東北運輸局の取組みについて

5. 3. 11 東日本大震災に係る主な視察者・視察先等

編集後記

◆推奨事例

(4)津波対応型救命艇の開発に関する取組(四国運輸局)

- 四国運輸局では、高齢者などの災害時要援護者や高台等のない避難困難地域の津波対策のひとつとして、船舶用の救命艇の技術を応用した「津波対応型救命艇」に着目し、平成24年2月に学識経験者、地方公共団体及び造船業界等で構成する「津波対応型救命艇に関する検討会」を設置し、「津波対応型救命艇」の開発に向けた検討を進めている。
- 本取組は、緊急時における避難手段の多様化という面で意義あるユニークな取り組みであるとともに新たな発想であることから、利用目的に応じた構造等多くの点で開発要素が存在するが、今後、開発に向けより具体的に検討を進めていくことが期待される。

